

# 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

一般社団法人日本建設業連合会の定める「下請取引適正化と適正な受注活動の徹底に向けた自主行動計画」を踏まえ、適正取引を実行するとともに、協力会社等に対して適正取引の普及啓発と人材育成等の支援に努める。

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

### ① 価格決定方法、適正な請負契約の締結

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年1回以上の協議を呼びかけ、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、コスト増加分の適切な転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、建設業法等の関連法令に従うと共に、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

### ② 下請代金の支払条件

下請代金は現金払いと手形（電子記録債権も準用）払いを併用するが、下請法対象取引を行う下請事業者には全額現金で支払います。資本金3億円以下の下請事業者に対し手形等で支払う場合には、割引料を下請事業者負担とせず、支払サイトを60日以内とします。

### ③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」を踏まえて取引を行い、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

#### ④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他

持続可能な社会の実現に向けた活動をサプライチェーン全体で推進し、お客様に安全・安心な建設物を提供することを目的に、「JFEシビル調達ガイドライン」を制定いたしました。購買活動の推進にあたり、購買活動に関する国内外の法令を遵守し、取引先の皆様と対等な立場で公正な取引を行うことで、すべての取引先様に対して公正・公平な機会を提供しています。取引先の皆様とは、お互いに信頼できるパートナーとして力を合わせ、お客様に喜んでいただける製品・サービスの提供を目指しています。

2022年2月28日  
(2023年4月1日代表者変更による更新)  
(2023年12月1日更新)  
(2024年11月1日更新)

JFEシビル株式会社

企業名

代表取締役社長 門田 純

役職・氏名（代表権を有する者）